

○ 本州部市町別最低捕獲目標の考え方

$$\text{市町別最低捕獲目標} = (33,500\text{頭} \times \frac{\text{H24 市町別目撃効率}(b) \times \text{市町別森林面積}(C)}{\Sigma (b \times C)})$$

注：神戸市、芦屋市については、市域の全域、または大部分を鳥獣保護区、銃猟禁止区域が占めているため、可猟区のみを森林面積を基に算出した。

3 目標達成のための具体的な方策

(1) 個体数管理

① 規制緩和を継続実施

ア シカの狩猟期間の延長を継続する。

生息密度の低減を図るため、3月15日までとしている狩猟期間の延長を継続する。

イ 捕獲頭数制限の撤廃を継続する。

ウ 直径12cm以上のくくりわなの制限解除を継続する。(淡路地域のみ)

② シカ有害捕獲専任班の編制支援

計画的、迅速な捕獲活動を実施するため、市町への「シカ有害捕獲専任班の編制支援」を継続する。

③ 個体数調整を継続実施

ア 生息密度の低減を図るため、個体数増加に重要な役割を果たすメスジカを中心に実施している個体数調整を継続する。

イ 狩猟期間中に鳥獣保護区内での有害捕獲を継続するとともに、鳥獣保護区の見直しを検討する。

ウ 雌雄別の捕獲数が全体の個体数の推移に与える影響等について検証する。

④ 狩猟期間中の捕獲促進

狩猟期間中のシカ捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償金を交付する。

⑤ わな猟による捕獲促進

市町のシカ捕獲用わな整備を支援する。

⑥ 捕獲の効率化

ア 被害集落住民による捕獲等への技術指導及び協力体制の整備を促進する。

イ 狩猟者の捕獲技術向上等による捕獲の効率化を促進する。

⑦ 新型捕獲方式の普及

少人数でも効率的に捕獲できる新型捕獲方式の導入について普及、指導する。

(2) 被害防除

① 防護柵の設置・改善

新たな防護柵の設置や、既存防護柵の機能向上への取組を支援するとともに、バッファゾーンとの一体的整備により、柵の効果を高めるよう普及に努める。

② シカを引き寄せつけない集落づくり

住民自らが積極的に参加する獣害対策として、集落環境の整備や無意識の餌付け行為をしない意識付けのための注意喚起、技術普及、可能な範囲での追い払い等、集落ぐるみの獣害

1 これまでの経過と現状

(1) これまでの取り組み（表—1）

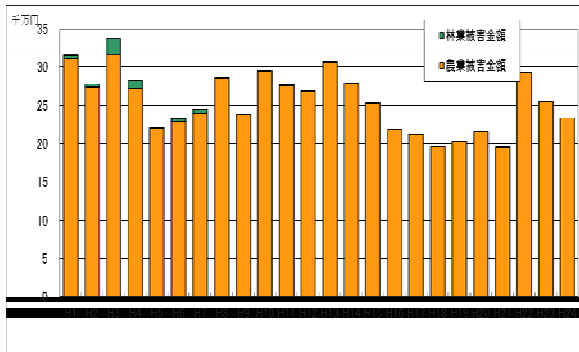
年 度	内 容	捕獲目標	捕獲実績
平成 6 年度	本州部 40（現 15）市町でメスジカ狩猟獣化		5,755
平成 10 年度	狩猟期間延長（12/1～1/31→11/15～2/15）：環境省		8,985
平成 12 年度	第 1 期シカ保護管理計画策定 本州部 63（現 26）市町でのメスジカ狩猟獣化	8,000	9,923
平成 13 年度	個体群管理事業の開始		11,246
平成 14 年度	第 2 期シカ保護管理計画策定 県単独での防護柵設置への助成開始		12,035
平成 15 年度	本州部 63（現 26）市町での 狩猟期間の延長（11/15～2/15→11/15～2 末） 1 日当たりの捕獲制限緩和（1 頭→2 頭） 本州部 63（現 26）市町と淡路島 6（現 3）市町での メスジカ狩猟獣化	12,000	13,447
平成 16 年度			13,190
平成 17 年度		14,000	15,078
平成 18 年度	第 3 期シカ保護管理計画策定		15,575
平成 19 年度	4 月 兵庫県森林動物研究センター開設 第 3 期シカ保護管理計画 県下全域での 狩猟期間の延長（11/15～2/15→11/15～2/末） メスジカ狩猟獣化	16,000	16,241
平成 20 年度	メスジカ狩猟獣化：環境省		19,744
平成 21 年度	第 3 期シカ保護管理計画第 1 次変更 本州部での 狩猟期間の延長（11/15～2/末→11/15～3/15） 捕獲制限撤廃（1 人 2 頭→無制限） 地域別捕獲目標の設定 淡路地域での 捕獲制限緩和（1 人 1 頭→2 頭） 直径 12cm 以上のくくりわな解禁 県下全域での わな猟捕獲促進、新型捕獲方式の開発・普及	20,000	20,106
平成 22 年度	第 3 期シカ保護管理計画第 2 次変更 本州部での地域別捕獲目標の増 淡路地域での 捕獲制限撤廃（1 人 2 頭→無制限） 地域別捕獲目標の設定 県下全域での 個体数調整事業の拡充 わな猟による捕獲促進 新型捕獲方式の開発・普及	30,000	36,774
平成 23 年度	第 4 期シカ保護管理計画策定		34,884
平成 24 年度	第 4 期シカ保護管理計画		31,835
平成 25 年度	ストップ・ザ・獣害対策事業の開始	35,000	

(3) 被害状況

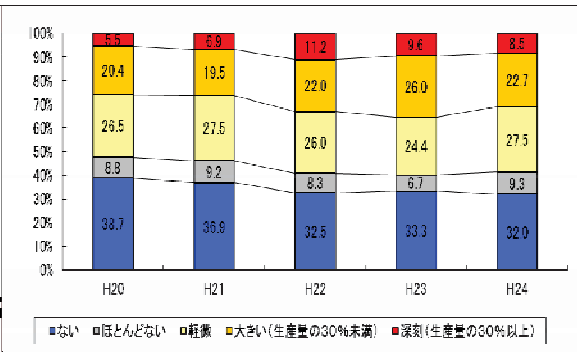
近年の農林業被害金額は、平成 14 年度頃から一旦減少傾向を示したものの平成 22 年度に再び増加に転じた。平成 23 年度より減少し、平成 24 年度は 2 億 3 千万円となったが、野生鳥獣全体の農林業被害金額約 8 億円のうち、イノシシによるものは全体の 29%と大きい割合を占めている。農会アンケートでは「深刻」8.5%「大きい」22.7%と平成 23 年度に比べ減少しているが、保護管理計画の目標としている農業被害割合（「深刻」4%「大きい」10%以下）の水準に達していない。

また、イノシシによる交通事故などの生活被害も増加している。六甲山地での餌付けにより人慣れしたイノシシによる人身被害は、平成 24 年度では人身事故、苦情件数とも平成 23 年度に比べ減少しているが、相変わらず大きな社会問題となっている。

農林業被害金額の推移



農業被害状況の推移（農会アンケート）



六甲イノシシの人身被害の推移

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人身事故	20	8	9	7	20	3	7	2	1	2	76	21	18
苦情件数	191	92	219	206	334	212	116	93	137	146	204	373	145
有害捕獲数	248	199	249	329	406	306	324	302	689	454	687	692	640
(市街捕獲)	(188)	(139)	(177)	(238)	(279)	(207)	(118)	(162)	(98)	(200)	(337)	(295)	(240)

注1：人身事故については、二次災害（イノシシに追いかけて転んだ場合等）も含まれる

注2：有害捕獲数は神戸市内（ ）内書きの市街地捕獲は東灘・灘・中央区・兵庫区内での捕獲

3 目標達成のための具体的な方策

(1) 個体数管理

① 規制緩和の継続実施

ア イノシシの狩猟期間の延長を継続する。

生息密度の低減を図るため、3月15日までとしている狩猟期間の延長を継続する。

イ 直径 12cm 以上のくくりわなの制限解除を継続する。（淡路地域のみ）

② 個体数調整を実施

生息密度の低減を図るため、個体数増加に重要な役割を果たすメスイノシシを中心とした個体数調整を実施する。（淡路地域）

③ 加害個体の捕獲

ア 農地周辺の加害個体をわなで集中的に有害捕獲するため、被害集落住民による捕獲等への技術指導及び協力体制の整備を促進する。

イ 狩猟者の捕獲技術向上等による捕獲の効率化を技術支援により促進する。

④ わな猟による捕獲促進

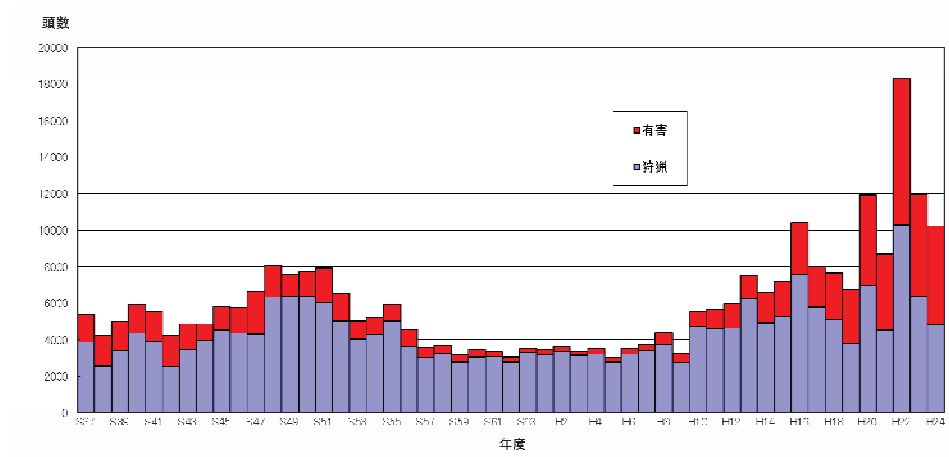
市町のイノシシ捕獲用わな整備を支援する。

1 これまでの経過と現状

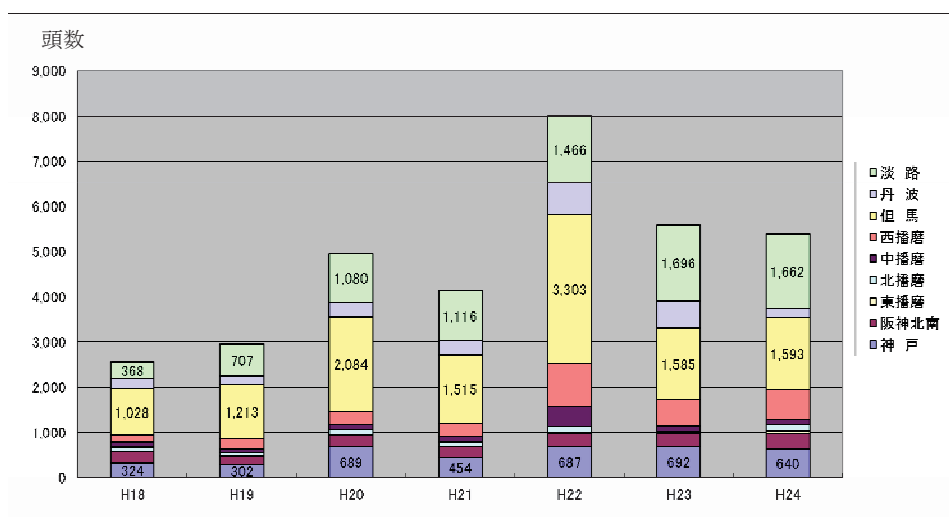
(1) これまでの取り組み（表－1）

年度	内容
平成 10 年度	狩猟期間延長(12/1～1/31→11/15～2/15)：環境省
平成 19 年度	4月 兵庫県森林動物研究センター開設
平成 21 年度	第 1 期イノシシ保護管理計画策定 くくりわな直径制限の解除（淡路島のみ）
平成 22 年度	第 1 期イノシシ保護管理計画第 1 次変更 狩猟期間の延長(11/15～2/15→11/15～3/15) くくりわな直径制限の解除（淡路島のみ）
平成 23 年度	第 2 期イノシシ保護管理計画策定
平成 25 年度	ストップ・ザ・獣害事業の開始

(2) 捕獲数の推移



図－1 イノシシ捕獲頭数の推移



図－2 県内各地域におけるイノシシ有害捕獲頭数の推移